

# ネット選挙解禁を受けて、選挙運動・政治活動の自由を求める声明

## 1 ネット選挙解禁の公選法改正

2013年4月19日、いわゆるネット選挙を解禁する公職選挙法（公選法）の一部を改正する法律が成立した。インターネット（ネット）を用いた選挙運動などを解禁するもので、主な内容は以下のとおりである。

①だれでも、ウェブサイト（フェイスブック、ツイッターなどのソーシャルネットワークサービスを含む ウェブ）上に、特定の政党や候補者への投票を求める選挙運動用文書図画を、自由に掲載することができる。

②政党・確認団体と候補者は、受信者の事前の同意を条件に、電子メール（メール）を利用して、選挙運動用文書図画を頒布することができる。

③政党・確認団体は、選挙運動用ウェブサイトには直接リンクする有料バナー広告を、掲載することができる。

## 2 「べからず選挙法」とネット選挙解禁

国民が政治の主人公となる国民主権のもとにおいて、選挙運動は自らの代表者を選出し、国民が政治的意思決定に関与するための極めて重要な権利である。言論・表現の自由（憲法21条1項）が保障されていることから、国民の選挙運動や政治活動の自由は最大限尊重されなければならない。

ところが、公選法では、選挙運動や政治活動が全面的に規制され、国民の政治参加が大きく制約されている。事前運動が禁止されて選挙運動期間が限定されているばかりか、文書図画・自動車・拡声機などを用いた選挙運動に厳しい制約が加えられ、戸別訪問や法定外文書の配布が刑罰をもって禁止されている。また、選挙運動期間の政治活動も厳しく規制され、選挙に際して活発に行われるべき政治的言論活動に沈黙を強いることにもなっている。

こうした「べからず選挙法」のもとで、ネット上に限ってとはいえ、文書図画による選挙運動が解禁されたことは大きな前進であり、積極的に評価することができる。

## 3 ネット選挙解禁の問題点

今回のネット選挙解禁は極めて不十分で、大きな問題もはらんでいる。

第1に、「べからず選挙法」をそのままにして、ネット上の選挙運動だけを自由化した点である。

これによって、公選法は「ネット上の自由」と「ネット外の禁止」という構造上の矛盾をはらんだ法律となり、現実にもさまざまな不合理を発生させる。

ウェブを利用できる者とそうでない者の間には、発信できるメッセージとアクセスできる情報の量や内容に隔絶した落差が生じることになる。また、ウェブ上には自由に選挙運動用文書図画が掲載できるにもかかわらず、これをプリントアウトして配布したり掲示したりすれば犯罪となる。同じデザインのポスターも、ウェブ上では合法だがこれを街角に掲示すると違法となる。メールで選挙運動用文書図画を送信できる政党などが、同じものをファックス送信や郵送で頒布すると違法になる。

このように、実質的な違いはないにもかかわらず、ネット上での選挙運動のみ広

く許容されることに、合理的な理由はない。

第2に、市民のメールによる選挙運動が禁止されている点である。

選挙の主体は主権者である国民であって、選挙運動は市民によって自由に行われなければならない。実際にも、ホームページやブログまではいかなくても、メールは利用しているという層も少なくない。市民のメールを禁止したまま、政党や候補者からの一方通行のメールだけを解禁することは、重大な問題をはらんでいる。

第3に、有料広告を許容している点である。

ユーザーがアクセスして情報を得るウェブ上の選挙運動と違って、有料広告はネットを使えば自動的に情報が流れこんでくる。ユーザーの目を引く広告ができるには多分に資金力によるところが多く、主体を限定し、バナー広告に限定したとはいえ、有料広告が許容されれば資金力が得票に影響する可能性は否定できない。

第4に、ウェブ上での選挙運動の主体に制限がなく、企業によるウェブ上の選挙運動も解禁される点である。

選挙の主体は主権者である国民・有権者であるところ、大量の資金力と顧客情報を有する大企業が、ウェブ上での選挙運動を展開することになれば、選挙の公正を害し、国民の選挙運動の自由を阻害するおそれがある。

#### **4 選挙運動・政治活動の自由の実現へ**

今回の改正は、がんじがらめの公選法に風穴を開ける初めての改正であり、国民の選挙運動・政治活動の自由を拡大する重要な一步である。この前進の背景には、国民の政治批判や政治的関心の高まりがある。

自由法曹団はこれまで、「べからず選挙法」などを濫用した選挙弾圧・干渉とたたかうとともに、選挙運動と政治活動の自由を強く要求してきた。

その第一歩となるネット選挙解禁を受けて、選挙運動・政治活動が広く認められ、国民の意思が国政に正しく反映される公選法の抜本的改正に向けて、全力を尽くす決意を表明する。

2013年4月19日

自由法曹団  
団長 篠原義仁